

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

総務大臣臨時代理

国務大臣 小泉 龍司

令和 6 年 3 月 1 日付け（同月 5 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（2024 年 3 月 1 日閣議決定）に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第 3 条第 1 号）に関連して作成された全てかつ各々の行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書」として、以下の行政文書

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案について
- ・別紙 1 総務省令における規定事項及び不確定概念の内容についての現時点での想定
- ・別紙 2 特定電気通信役務提供者の削除義務に関連する法令及び裁判例
- ・別紙 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案第 24 条の侵害情報調査専門員について
- ・別紙 4 法律上の義務に基づく措置の実施状況について公表義務を課している例（第 28 条関係）
- ・別紙 5 改正後の法の題名を「権利侵害等への対処に関する法律」とする理由

## 2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。